

(別記1)

特認離島のガイドライン

以下の4項目を一般離島（沖縄本島を除く。）と比較することによって、一般離島に準じる不利性等を有すると判断される離島を特認離島とする。

- 1 地理的・経済的・社会的条件による不利性（（1）から（3）までのいずれかの指標を活用）
 - （1）消費地までの時間距離が長いこと（例えば、主な出荷先までに要する時間（定期航路＋陸路）が60分以上。）
 - （2）航路の運賃及び出荷経路の道路料金が大きいこと（例えば、主な出荷先までの普通自動車を使った場合の交通費（船賃＋道路料金）が往復で5千円以上）
 - （3）航路の就航率が低い、運行本数が少ない等出荷機会が限定されること（例えば、定期船の運航が1日4便以下、定期船が車両を運搬できない、又は定期船の運航がない。）

- 2 漁業の現状（（1）から（3）までのいずれかの指標を活用）
 - （1）好漁場に隣接していること
 - （2）産卵場又は稚魚の育成場に隣接していること
 - （3）地域の港が、補給港や避難港となっており、漁業の中継基地であること

- 3 地域における漁業の重要性（（1）又は（2）のいずれかの指標を活用）
 - （1）総従事者に対する漁業従事者の割合が高いこと
 - （2）総生産額に対する漁業生産額の割合が高いこと

- 4 地域の現状（（1）から（3）までのいずれかの指標を活用）
 - （1）漁業者の減少率が高いこと
 - （2）漁業者の高齢化率が高いこと
 - （3）漁業者一人当たりの漁業生産額の減少率が高いこと